

補助金Q&A

Q1 補助対象となるのはどのような団体ですか？

●以下の(1)かつ(2)を満たす団体です。

(1) 各中学校が令和6年4月1日時点に実施している部活動の種目を活動する市内に活動拠点のある団体

(2) 活動を統括する団体、もしくはその他事業計画を提出し教育委員会が認める団体

※(2)の『活動を統括する団体』は「総合型地域スポーツクラブ」や「半田市文化協会」などの統括団体を指します。

Q2 補助対象となる経費の詳細を教えてください。

●初年度

補助対象項目	対象経費	具体的内容（例）、備考
報償費	指導者謝金（限度額：2万円／回）	
人件費	事務局人件費（限度額：30万円／年）	※統括団体に限ります
需用費	消耗品費、印刷製本費	チラシやポスターの印刷代など
役務費	使用料、通信運搬費	郵送代など
委託料	システム開発費	ホームページ開設に係る事務を外部業者に委託する費用など※初年度のみ

●2年目及び3年目

補助対象項目	対象経費	具体的内容（例）、備考
報償費	指導者謝金（限度額：2万円／回）	初年度に同じ
人件費	事務局人件費（限度額：30万円／年）	
需用費	消耗品費、印刷製本費	
役務費	使用料、通信運搬費	

Q3 補助金を受給できる期間はいつまでですか？

●令和6年4月から最長3年間です。申請時期に関わらず令和9年3月実施分までが補助対象となります。

(例)令和7年4月以降の実施分を申請した場合は令和9年3月までの最長2年間で補助支給の期間となります

Q4 申請にはどのような書類が必要ですか？

●以下の書類のほか、詳細につきましては、表面の問い合わせ先にお尋ねください。

・「補助金交付申請書(様式第1)」

Q5 申請からの流れを教えてください。

①申請に必要な書類を作成

②申請(メールにて提出)

③審査の上、審査結果を事務局より通知

④交付決定通知書を受領後、補助金交付請求書を提出

⑤補助金の交付(指定口座への入金)

⑥事業計画に沿った事業を実施

⑦事業完了後、補助金使用実績報告書(様式第4)に必要書類を添えて提出(翌年度の4月末日締切)



Q6 受給した補助金の取消しや返還を求められることはありますか？

●補助金の交付決定を受けた事業者が、補助金要綱や補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。